

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成20年3月21日(2008.3.21)

【公表番号】特表2007-520488(P2007-520488A)

【公表日】平成19年7月26日(2007.7.26)

【年通号数】公開・登録公報2007-028

【出願番号】特願2006-550998(P2006-550998)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/554 (2006.01)

A 6 1 P 25/24 (2006.01)

A 6 1 P 25/22 (2006.01)

A 6 1 P 25/20 (2006.01)

C 0 7 D 281/16 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/554

A 6 1 P 25/24

A 6 1 P 25/22

A 6 1 P 25/20

C 0 7 D 281/16

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月18日(2008.1.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

クエチアピンまたはその製薬的に許容し得る塩を含む、患者の1種またはそれ以上の気分障害の鬱病症状を治療するための医薬組成物。

【請求項2】

クエチアピンの製薬的に許容し得る塩がクエチアピンマル酸塩である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項3】

鬱病症状が不安症である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項4】

鬱病症状が睡眠の質の低下である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項5】

鬱病症状が生活の質の低下である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項6】

クエチアピンを患者に対して300mg/日～600mg/日の用量で使用する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項7】

クエチアピンを300mg/日の用量で使用する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項8】

クエチアピンを600mg/日の用量で使用する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項9】

クエチアピンを1日に1回使用する、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項 10】

治療中に発生する躁病の割合を低下させる量のクエチアピンを含む、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項 11】

気分障害が双極性障害である、請求項1記載の医薬組成物。

【請求項 12】

双極性障害が双極I型である、請求項11記載の医薬組成物。

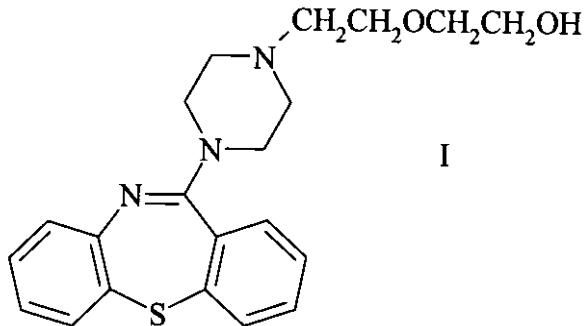
【請求項 13】

双極性障害が双極II型である、請求項11記載の医薬組成物。

【請求項 14】

治療上有効な量の式(I)

【化1】



の化合物またはその製薬的に許容し得る塩を含む、双極性障害の鬱病症状を治療するための医薬組成物。

【請求項 15】

クエチアピンの製薬的に許容し得る塩がクエチアピンフル酸塩である、請求項14記載の医薬組成物。

【請求項 16】

クエチアピンまたはその製薬的に許容し得る塩を含む、患者の1種またはそれ以上の気分障害の鬱病症状を単剤で治療するための医薬組成物。

【請求項 17】

気分障害が双極性障害である、請求項16記載の医薬組成物。

【請求項 18】

双極性障害が双極I型である、請求項16記載の医薬組成物。

【請求項 19】

双極性障害が双極II型である、請求項16記載の医薬組成物。

【請求項 20】

2-[2-(4-ジベンゾ[b,f][1,4]チアゼピン-11-イル-1-ピペラジニル)エトキシ]-エタノールフル酸塩を含む、患者の双極性障害の鬱病症状を単剤で治療するための医薬組成物。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0031

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0031】

不安症

HAM-Aスコアにより測定された不安症の平均ベースラインレベルは処置群を越えて同様であった：18.6-18.9。クエチアピン約300mg/日および約600mg/日を服用した患者は、最初の評価（8日目）から始めた全ての評価で平均HAM-Aスコア対プラセボにおい

て有意に（ $P < 0.05$ ）大きな改善を有し、そしてエンドポイント（8週目）まで（-8.6および-8.7対-5.5）を維持した。